

家庭用/自己所有

令和8年度がラストチャンス！
神奈川県の補助金も併用可能！



太陽光発電 設備等設置補助金



小田原市重点対策加速化事業費補助金について

小田原市は、2050年のカーボンニュートラル社会実現に向けて、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、太陽光発電設備などの導入に対して補助金を交付しています。

申請
期間

令和8年（2026年）

5月12日から12月18日まで

※予算がなくなり次第終了します。

補助実績
（令和7年度平均）

約85万円/件

※太陽光発電設備が5kW、
蓄電池が9.8kWhの場合

補助
金額

1kWあたり **7万円**

※太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のうち、低い方の整数で計算します

付帯蓄電池

補助対象
経費の **3分の1**

または
上限額 **1kWhあたり51,600円**
※千円未満は切り捨てになります

対象
条件

- ✓ 個人が市内に所有する住宅の屋根などに家庭用として新規に設置するもの
- ✓ 自家消費率が30%以上であること
- ✓ 市登録の太陽光発電設備販売・施工登録事業者に請け負わせるもの（裏面参照）
- ✓ 余剰電力を市登録の地産再エネ集約事業者に売電すること（裏面参照）

- ✓ 太陽光発電設備と同時に導入するもの
- ✓ 20kWh以下であるもの
- ✓ 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であるもの
- ✓ 停電時のみに利用するものでないこと



小田原市 環境部ゼロカーボン推進課

補助金交付の対象外となる主なケース

- ✓ 補助金の交付決定を受ける前に発注や契約をしたもの
- ✓ 国が実施する他の補助金の交付を受けるもの
- ✓ 中古品を導入するもの
- ✓ 余剰電力を国の固定価格買取制度（FIT）で売電するもの
- ✓ 建物の用途が事業所である場合や併用住宅で事業用に使用する場合（要相談）
- ✓ 上記の他、補助金交付要綱や交付決定通知に記載の条件を満たさないもの



販売・施工登録事業者とは

太陽光発電設備メーカーから施工技術の認定を受けているなど、本市が定めた基準を満たす事業者です。本市の補助金は、この登録業者に請け負わせて設置することを補助金の交付条件としています。まずはいくつかの登録業者に見積を依頼してください。なお、事業者の登録も随時受け付けています。



一覧はこちら

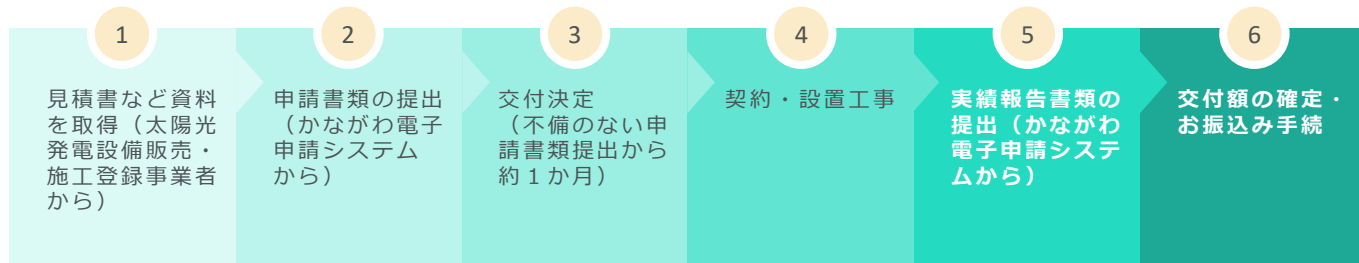
地産再エネ集約事業者とは

太陽光発電の余剰電力を買い取る事業者です。買い取られた電力は、本市が湘南電力株式会社や東京電力グループと構築・運用する電力地産地消プラットフォームを介して、小田原市立総合医療センターや小田原城址公園といった市内の需要家に届けられます。



詳細はこちら

交付手続きの流れ



※交付決定後に申請内容から変更する場合は、事前に手続きが必要です。

交付要綱・申請様式・申請の手引きはこちら



申請はこちら
（かながわ電子申請システム）



申請・お問合せ先

小田原市役所環境部ゼロカーボン推進課 TEL. 0465-33-1426

〒250-8555 小田原市荻窪300番地 E-mail zero-carbon@city.odawara.kanagawa.jp